

主論文要旨

題目『レヴィナスにおける政治的主体性』

松葉 類

本論の目的はエマニュエル・レヴィナス (Emmanuel Levinas, 1906–1995) の思想において政治的主体性を明確化することにある。

レヴィナスは二〇世紀フランスにおいて、現象学を出発点としながらも独自の他者概念を用いて哲学の営為を「倫理学」として再構築したことで知られる。他者とは糧を享受し、労働し、所有し、認識する主体の権能を超過する「無限なもの」である。他者の現出に対して、主体は政治、法、論理といった既存の秩序を破って応答する可能性としての「責任」を負うが、この他者との関係は倫理と呼ばれる。こうした他者論という領野はフョイエルバッハ、キルケゴールからブーバーとガブリエル・マルセルに至る現代の思想家によってすでに耕されていたとはいえ、かつて彼ほど根本的で多様な問いを提出した者はなかった。それはレヴィナス倫理学が世に問われるやいなや瞬く間に世界中で読まれ、スローガンとして用いられたことから明らかであろう。目の前にいる他者を優先してあらゆる既存の秩序を副次的なもののみならず主張が、レヴィナス倫理学として声高に主張されもした。

またこうしたレヴィナスの「政治化」の傾向と反対に、彼自身の個人的見解に哲学的言説を回収することへの危惧が、レヴィナスにおいて政治を考えることを妨げてきた。性差、シオニズム、兵器、習俗等の諸論題について、とくに討論の場における発言が大きく取り沙汰されてきた。たしかに不用意に思われる議論もあるものの、その多くは彼の議論において用いられていた諸概念の意味を理解せず議論の前提を捉えそこなっていたか、もしくはそれらの主張に抗する立場から彼の議論を縮減してしまうものであった。当時の歴史的文脈を相対化し、彼の草稿や音声資料が陽の目を見るようになった現在の視野で、こうした歪曲を避けることは可能であろう。

つまり、本論の目的を遂行するにあたって二重の障壁となるのは、レヴィナスの過度の「政治化」であるとともに、それに対する過剰な防衛としての「倫理化」でもある。こうした事情でレヴィナスにおいて政治を語ることは困難だとされてきたが、彼の思想の中に政治的なものが存在しないと理解してはならない。彼の哲学はつねに実践的で政治的な側面を有していたし、むしろ政治的なものは彼の倫理学が人間の実存に無関係なものとならないために必要不可欠な契機である。それは「政治 (*la politique*)」ではなく「政治的なもの (*le politique*)」の思考であり、言い換えれば、政治が何を為すべきかではなく、政治が何を意味するかの問いである。では、レヴィナスはいかにして政治を論じているのか。政治的主体性を規定するために、政治的なものを構成する論点を区分しよう。語源的に「ポリス (*πόλις*)」の事柄を指す「政治 (*πολιτική*)」は、特定の状況下での共同体の意思決定を意味しており、共同体の担い手、共同体の関心事となる具体的状況、そして、共同体そのものの共同性という三つの要素をもつ。したがって、本論において

もこの区分にしたがってレヴィナスにおける記述を整理して論じてゆく。

(1) 政治的主体の多数性（第一部）

他者は有限な主体の秩序を乗り越える無限なものだが、それは応答する主体の責任の無限でもある。この無限責任は——すでに痕跡となった他者への「遅れ」、「負債」、「応答不可能性」において——つねに果たされることなく主体に責めを負わせ続ける。ここで政治が多数の主体間の関係にあるのだとすれば、無限責任を負った主体は、この他者との関係の外にある別の他者、すなわち「第三者 (tiers)」といかなる関係を結ぶかが問われなければならない。第三者は他者との関係において前提となるのか、あるいは他者との関係に何らかの形で介入して損なってしまうのか。一見ささいなこの議論は、レヴィナスにおいて政治を扱ううえで避けられない。なぜなら、前者は倫理の前提となる他者の多数性の問題であり、主体にとって他者が多数の主体間の関係における「痕跡」であることを意味するが、後者はすでに倫理的な問題が生じたうえでどの他者を優先するかが強いられることを意味しているからである。言い換えれば、前者において第三者は「すべての人間」でありうるが、後者においては具体的な「隣人の隣人」として論じられなければならない。ただしこの概念を扱うにあたって、レヴィナスの著作の間の強調点の違いに注意せねばならない。周知のとおり、とりわけ政治的なものという主題に関して二つの主著『全体性と無限』と『存在の彼方へ』は異なる議論を行っているがゆえに、意味内容の変遷についてテクストの年代に注目しつつ丁寧に論じる必要がある。この分節化によってレヴィナスの根本問題の一つとされる「責任と正義のジレンマ」の本質が明らかとなる。デリダはレヴィナスの第三者の問題を「迎え入れの言葉」（一九九七年）において自らの問いとして扱ったが、彼の立てた問題はすでにレヴィナスにおいて分節化されうる。政治の問題の根幹である第三者論について、本稿ではまずこの読解上の仮説を提示する。すなわち、レヴィナス後期の政治論において中心的に論じられているのは、倫理的責任の比較と平準化の過程とその困難であることになる。

また、この第三者概念によってレヴィナスとブーバーの他者論との差異もまた明確となる。ブーバーにおいて他者と主体の関係——我-汝の関係——はすでに相互的であるとされるが、レヴィナスによれば、第三者によって平準化されなければ、呼びかける他者と応答すべき主体との関係はつねに非対称的であり、いかなる相互性も成立しない。両者の相互性概念の差異を念頭においてもなお、両者の隔たりは乗り越えがたいと思われる。ブーバーの中にもこの種の問題に対する意識はあったものの、レヴィナスのようにそれを明確に主題化することはできていない。われわれの見立てでは、ユダヤ性に与える二人のユダヤ人哲学者の規定はこの主題化によって差異化する。このことは後述のユダヤ的普遍主義の問題によってより明らかとなる。

さて、他者の多数性によって平準化された責任の領野において、制度における主体の無限責任は制限されることになる。ここで、ヴァールやリクールに代表されるレヴィナスの無限責任論への批判に対して再反論が可能となる。彼らによれば、通俗的な意味での責任が問われる場面、すなわち作為または不作為によって生じた個別的な損害を賠償するに際して、レヴィナスの言う無限責任は不都合を生じざるをえないうえ、各々の主体による責任の制限としての広義の制度

化にそぐわない。さらに、無限責任を論ずることのみによっては、有限な責任を果たすことで責任を負っていない状態へと回帰することを思考することができないことになる。しかし、レヴィナスは他者との関係について無限責任のみを論じているわけではなかった。先述の「隣人の隣人」の問題は政治において諸々の主体を平準化し「市民」として同等化するが、このことによって他者への責任は有限化され、さらには「自己を気遣う」可能性も生じる。このような理路によってレヴィナスにおいても、ヴァールやリクールが提起した問題を問うこと、そして法制度を担う現実的な主体性を考えることができるということが示される。

(2) 政治的主体の物質性 (第二部)

他者との関係によって問い直されるのは言語的秩序のみならず、諸々の主体が存在する物質的条件でもある。主体はつねに省察し反省するだけでなく、世界内で物質性を備えて存在している——つまり飢えて「糧」を享受している。レヴィナスは倫理を言語的關係のみならず、飢えた者に「パンを与えること」、すなわち物質的關係としても論じており、このことが倫理において具体的応答を要請する「切迫」の条件をなしている。飢えた他者が近くで苦しんでいれば、主体はその苦しみを和らげるよう求められるが、このことは主体がすでに飢えていた経験に条件づけられている。このように予断の余地なく差し迫ったものとして応答が求められる仕方が切迫であり、この様相は可死的存在の時間性というより大きな問題において、ハイデガーの言う「死への存在」のレヴィナスによる語り直しとして提示される。これらの議論によって浮かび上がるのは、諸主体が第一に物質的条件を共有しており、この関係が倫理によって意味づけられるようになるという理路である。言葉を換えれば、「隔時的」なものの関係を描くレヴィナスの倫理学は、共時的なものとしての物質性によって基礎づけられている。こうした主体間の関係である政治もやはり、物質性から論じられなければならない。レヴィナスがこのことを「物質主義」と呼んでいることにも注目する。

このように考えると、死の「いまだない」という時間性は倫理的に意味づけなおされる可能性に開かれている。レヴィナスはこの「未来」をベルクソンの未来概念を批判しながら、エルンスト・ブロッホの読解の中で明確化する。ブロッホの言う「具体的ユートピア」論は、彼によれば初期マルクスの人間主義的読解であり、他者たちとそのつど「より良いもの」を目指して行為することを旨とする倫理学でもある。ブロッホは自らの思想を存在論と称するが、レヴィナスはむしろ自らの倫理学にひきつけて存在論を超えた「高さ」を持ったものとみる。われわれはこの主張の正当性を論じつつ、応答として具体的行為を求める「物質主義」とブロッホの近さを明示する。

また、この具体的応答への責任は、レヴィナスにおけるユダヤの普遍主義の本質をなしている。西洋において伝統的な超越概念は、その超越が地上にいかなる根拠ももたない崇拜であるという意味で、「根源的偶像崇拜」である。彼がその代わりに提出する超越概念が他者の「飢え」によって成立する超越である。彼によれば、他者の飢えを前にしてあらゆる教派の対立は無効となるどころか、それに対する不可避の責任こそが宗教性の源泉である。このことから彼はユダヤ性

も含めた宗教的特殊性を解体し、倫理的な形での普遍主義を提唱するに至る。

(3) 政治的主体のデモクラシー（第三部）

政治はいかなる統治行為によって現実化するか。レヴィナスは政治を実行する制度の担い手としての「国家の必要性」について論じるが、政治的主体性はいかなる国家を目指すのであろうか。この問いを論じるうえで導きの糸となるのが、レヴィナスの「デモクラシー」概念である。そのつど倫理的な仕方でもより良いものへの改善可能性へと開かれることを、レヴィナスはデモクラシーの本質であるという。いまだない「より良いもの」に向かって行為することのデモクラシーは、政体としての制度的デモクラシーとは異なり、政治的存在の本質をなす政治的なものであり、いかなる政治においても思考しうるメタ政治的次元である。あるタルムード講話の中で、デモクラシーはイスラエル王国において語られるが、このとき王政とデモクラシーは矛盾していないのである。この点、デリダの指摘したレヴィナスのデモクラシー概念は「圧政より良い」いずれ来たるべきものとして提示されるが、このような彼自身の「来たるべきデモクラシー」としてのデモクラシー論と近似的な読解はレヴィナス自身の議論とわずかに乖離していると思われる。

レヴィナス哲学においてありうべき国家は、従来のレヴィナス研究によって、ホッブズの「万人の万人に対する狼」としての主体性を前提とする国家に対して、他者への責任によって成立する国家として描かれてきた。ところが、じつのところこうした二項対立的読解はレヴィナスのデモクラシー論と緊張関係にある。われわれはレヴィナスにおける政治的主体を考えるうえで、両言説の緊張関係を整理しなければならない。むしろ提示されるのはレヴィナスの論じる社会が統一的で調和的な社会に理想を置くのではなく、つねに倫理による問い直しへと開かれた、いわば不協和を孕んだ社会だということである。ホッブズやそれに対する批判とは異なる形ではあれ、彼もやはり倫理的な意味での「抵抗権の問題」を提起していることになる。このことを示すために、われわれは参照軸として彼の音楽論を参照する中で、同時代であった作曲家クセナキスの『ノモス・アルファ』への目線の背景に政治的なものを見る。

この読解において、現代の政治哲学者ミゲル・アバンスールのデモクラシー論が参照される。なぜなら彼は後期レヴィナスの議論を分節化したうえで、政治哲学的デモクラシー論と接続を試みる点でわれわれの先駆となるからだ。さらに『国家に抗するデモクラシー』における彼のデモクラシー論は、デモクラシーの制度化可能性の問題を扱う点でレヴィナスと問題圏を共有している。彼の死によって途半ばに終わった企図は、「国家における国家の彼方」としてのレヴィナスのデモクラシーの明確化にあったのではないかという仮説が最後に提出される。